

労働時間の原則（労働基準法32条）

使用者は、**1週間**に、**40時間**を超えて労働させてはならない。

使用者は、**1日**に、**8時間**を超えて労働させてはならない。

現行（大臣告示）

<時間外労働の限度時間>

1週間 15時間

1か月 45時間

1年間 360時間

<臨時的・特別の事情がある場合>

限度時間を超えることができる

政府法案要綱

<法律による上限（原則）>

?

1か月 45時間

1年間 360時間

<法律による上限（特例）>

1か月 100時間未満

（複数月平均80時間以内）

※月上限には休日労働を含む

1年間 720時間以内

※休日労働を含むと960時間以内

過労事故死 和解成立

「人間の限界を試すような働き方は間違っている」。会社員渡辺航太さん。当時(四)の事故死と過労の因果関係を認めた和解が成立したのを受け、遺族は声を詰まらせて訴えた。過酷な労働環境に対し、異議を唱え続けることが「未来への責任」といふ遺族の思いが実を結んだ。

(小形佳奈、山本哲正) ①面参照



働の職場に模範とな
根絶に社会に

企業に責任 母の思い結実

法廷での和解成立後、息子を失った母淳子さん(六)は「私は、過労死のある日本社会を恥ずかしく思う」と語った。淳子さんは、事故から四年近くがたつ今も

線香をたかない。洗濯物や布団に残る息子の匂いが消えるからだ。「寝ている間に、息子が帰ってくるような気がする」
航太さんはアルバイトを

渡辺航太さんの 事故死前の勤務状況

※横浜地裁川崎支部の判断より

事故発生直前からの前日までの
拘束時間は21時間42分
(仮眠は認められず)

事故前10日間の拘束時間は
1日平均13時間51分
最長23時間

事故前1カ月間の時間外労働は
91時間49分
(過労死ラインに近い)

深夜早朝勤務を含む不規則で、
心身に対する負荷が顕著に高い
業務に従事

和解決定後の会見で、航太さんへの思いなどを涙ながらに語る渡辺淳子さん。川崎市内で

限界試す働き方間違っている

しながら奨学金を得て大学の二部(夜間)を卒業。正社員での就職を目指し、卒業半年後の二〇一三年九月、ハローワークを通じて、商業施設などに植物を飾る「グリーンデイズアレイ」に応募した。
「試用期間なし」「就業時間は朝から夕方」「残業は月平均二十時間」

求人票にはそう書いてあった。しかし、アルバイトとして採用後、早朝や深夜勤務もあり、事故直前一カ月間の時間外労働は約九十時間に及んだ。航太さんは「寝るひまもない」「今後めたら奨学金を返せない」と打ち明けていた。

一四年三月、目指していた正社員になれることになったが、その報告する航太さんの表情は「ぐとぐと泣いた」といふ。最後に話したのは事故四日前の四月二十日。「ゴールデンウィークに休みが取れそうだから、相談に乗ってほしい」。事故が起きた日は前日から約二十時間働き通したつた。

裁判では、航太さんが日々の業務を記したメモやタイムカードをもとに、泣きながら過重労働の実態を示す資料を作った。

和解の成立を受け、淳子さんは「事故の原因が過労によるもので、会社側の安全配慮義務違反を認めた前例になったことに意味がある」。

そして、「過労死のない社会を築くことが、息子への本当の報告だと思つ」と決意している。

精神障害の年齢別請求、決定及び支給決定（認定）件数

年度 年齢	平成27年度				平成28年度							
	請求件数		決定件数		請求件数		決定件数					
	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺				
19歳以下	18 (9)	4 (1)	11 (5)	2 (0)	2 (1)	0 (0)	14 (4)	4 (0)	19 (5)	6 (0)	9 (3)	2 (0)
20～29歳	281 (119)	43 (3)	244 (108)	34 (3)	87 (36)	14 (1)	266 (130)	47 (8)	254 (114)	43 (5)	107 (46)	22 (2)
30～39歳	419 (150)	56 (5)	382 (133)	57 (4)	137 (42)	22 (2)	408 (158)	50 (5)	360 (124)	47 (4)	136 (42)	22 (0)
40～49歳	459 (164)	58 (3)	408 (145)	69 (4)	147 (40)	34 (0)	542 (200)	67 (0)	425 (147)	49 (1)	144 (47)	22 (0)
50～59歳	287 (113)	34 (2)	229 (90)	38 (4)	85 (25)	21 (2)	295 (111)	25 (3)	244 (87)	27 (2)	82 (25)	16 (0)
60歳以上	51 (19)	4 (1)	32 (11)	5 (1)	14 (2)	2 (0)	61 (24)	5 (2)	53 (20)	4 (2)	20 (5)	0 (0)
合計	1515 (574)	199 (15)	1306 (492)	205 (16)	472 (146)	93 (5)	1586 (627)	198 (18)	1355 (497)	176 (14)	498 (168)	84 (2)

(件)

(資料出所) 厚生労働省「平成28年度過労死等の労災補償状況」

(注) 1. 自殺は、未遂を含む件数である。
2. ()内は女性の件数で、内数である。

精神障害の時間外労働時間数（1か月平均）別支給決定（認定）件数

年度 区分	平成27年度		平成28年度	
	うち自殺		うち自殺	
	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺
20 時 間 未 満	86 (52)	5 (1)	84 (46)	5 (0)
20 時 間 以 上 ～ 40 時 間 未 満	50 (24)	9 (1)	43 (14)	8 (0)
40 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満	46 (10)	11 (0)	41 (9)	10 (0)
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満	20 (3)	4 (0)	24 (6)	3 (0)
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満	20 (4)	7 (1)	23 (2)	11 (0)
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満	45 (8)	18 (1)	49 (7)	12 (1)
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満	40 (3)	15 (0)	38 (8)	8 (0)
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満	22 (3)	4 (0)	19 (3)	5 (0)
160 時 間 以 上	65 (11)	18 (0)	52 (11)	19 (1)
そ の 他	78 (28)	2 (1)	125 (62)	3 (0)
合 計	472 (146)	93 (5)	498 (168)	84 (2)

(資料出所) 厚生労働省「平成28年度過労死等の労災補償状況」

(注) 1. 本表は、支給決定事実ごとに心理的負荷の評価期間における1か月平均の時間外労働時間数を算出し、区分したものである。
2. その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事実等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。
3. 自殺は、未遂を含む件数である。
4. ()内は女性の件数で、内数である。